

令和6年度からの介護保険料が決まりました(3年間)

町では、介護サービスを提供するために必要な財源の一部となる令和6年度から3年間の介護保険料を決めました。介護保険料は所得に応じた負担となるよう13段階に設定し、基準額である(第5段階の)介護保険料66,000円に対する割合を乗じて算出しています。

基準となる第5段階の介護保険料は令和5年度までの3年間と変わりませんが、国の指針に基づき第11段階から第13段階が新たに設定されました。今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能が強化されたためです。

また、第1段階から第3段階の介護保険料は、基準額に対する割合が変更になっており、実際に納めていただく軽減後の介護保険料は令和5年度までの3年間と比べ、年間で990円の減額となっています。() は、公費による軽減前の介護保険料(年額)です。

所得段階	対 象 者	基準額に対する割合	介護保険料(年額)
第1段階	生活保護の受給者		
	老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の方	×0.285 (×0.455)	18,810円 (30,030円)
	世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入額(*1)とその他の合計所得金額(*2)の合計額が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入額(*1)とその他の合計所得金額(*2)の合計額が120万円以下の方のうち、第1段階の方でない方	×0.485 (×0.685)	32,010円 (45,210円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入額(*1)とその他の合計所得金額(*2)の合計額が120万円を超える方	×0.685 (×0.69)	45,210円 (45,540円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額(*2)の合計額が80万円以下の方	×0.9	59,400円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額(*2)の合計額が80万円を超える方	×1.0	66,000円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(*3)が120万円未満の方	×1.2	79,200円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(*3)が120万円以上210万円未満の方	×1.3	85,800円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(*3)が210万円以上320万円未満の方	×1.5	99,000円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(*3)が320万円以上420万円未満の方	×1.7	112,200円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(*3)が420万円以上520万円未満の方	×1.9	125,400円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(*3)が520万円以上620万円未満の方	×2.1	138,600円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(*3)が620万円以上720万円未満の方	×2.3	151,800円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(*3)が720万円以上の方	×2.4	158,400円

*1 公的年金等収入額とは、介護保険料を納付する年度の前年の老齢基礎年金、老齢厚生年金などの課税の対象とされる年金等の収入額で、障害基礎年金、遺族厚生年金、老齢福祉年金などの課税の対象とされない年金などの収入額は含みません。

*2 その他の合計所得金額とは、合計所得金額(*3)から公的年金等収入に係る雑所得を控除した後の額です。

*3 合計所得金額とは、介護保険料を納付する年度の前年の収入から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除、人的控除などを控除する前の所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除を控除した後の額です。

問い合わせ先／役場福祉課介護保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1

弟子屈町表彰式の開催について

町では、町の行政・経済・産業・文化などの各分野にわたって、町の振興と発展に寄与された方々に表彰状・記念品などを贈呈しております。昨年度は特別表彰として1人、功労賞として、善行表彰を1人と2団体、在住功労は64人が受賞しています。

今年度の日程が決まりましたので、皆さんにお知らせいたします。

▶ 日時: 9月17日(火)13時30分～ ▶ 会場: 町社会老人福祉センター

※表彰者は表彰審査委員会の選考をもって決定されますが、事前調査のために町職員がお伺いすることがあります。

問い合わせ先／役場総務課 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2

ご存じですか?
地域農業を守り育てる

中山間地域等直接支払制度

中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件が不利な中山間地域で耕作する農業者が参加する「集落」に対して国、道、町がそれぞれの負担率で直接交付金を支払い、農業生産活動などの推進を図るものです。山間部などの農地・農村が有する水源かん養機能や洪水防止機能などの多面的機能によって、下流域の住民の生産活動や豊かな暮らしが守られています。しかし平地に比べて農業生産条件が不利なことから担い手の減少が進み、耕作放棄の増加が懸念され、多面的機能が失われることが課題となっています。中山間地域での適切な農業生産活動が継続されるように支援することによって、農村の持つ多面的機能の確保が図られます。

平成12年度から実施されている本制度は、令和2年度から第5期対策が始まっています。交付金は協定に参加する農業者の皆さんによる話し合いに基づき、地域農業の継続や多面的機能の増進を図るための様々な活動に充てられています。令和5年度に行われた共同取組活動の内容を皆さんにお知らせします。

令和5年度の 取り組み状況

- ▶ 集落名／弟子屈町弟子屈集落 ▶ 協定参加者数／農家117戸
- ▶ 交付対象面積／72,696,539㎡
- ▶ 交付金総額／1億945万4,308円(交付単価1.5円/㎡)
- ▶ 共同取組活動費／7,094万3,603円 ▶ 個人配分／3,851万705円

【実施した主な共同取組活動】

- 良質粗飼料と収量向上のための草地改良費助成
..... 3,703万7,578円
- 地場産PR、町民還元牛乳の配布 45万1,070円
- 鳥獣害捕獲奨励金助成 124万8,040円
- 公共牧場の利用促進、
牛の環境改善のための設備整備 1,314万4,000円
- 農村景観整備のための
ヒマワリ畑の設置や花壇整備費 281万3,100円
- 酪農ヘルパー利用助成 280万円
- 畑作パートバンク利用助成 84万円
- 体験牧場での学習経費 33万5,500円
- 廃プラスチック適正処理助成 50万500円



ヒマワリ畑

実施状況は町公式サイト「農業」のページでもご紹介していますので、ご参照ください。

< <https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/norinka/3/2/tyuusankan.html> >

問い合わせ先／役場農林課農政係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 6 (課直通)

